

第 71 回独立行政法人国民生活センター契約監視委員会会議事概要

開催日	令和 8 年 2 月 27 日（金）	
場所	独立行政法人国民生活センター東京事務所 5 階特別会議室	
出席委員氏名	委員長 西 貴久雄（独立行政法人国民生活センター監事） 委員 山内 容（弁護士） 委員 竹内 啓博（公認会計士・税理士）	
抽出案件	2 件	（備考） ・事務局から、今回の審議対象の契約件数等について、報告した。 ・令和 7 年度第 3 四半期における契約の状況を踏まえ、落札率 90% 超の契約（事案 1、2）について審議対象とした旨を報告した。
（内訳）		
一般競争入札	2 件	
事前確認公募	0 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	令和 7 年度第 3 四半期に契約締結した抽出案件および検証結果の審議内容は、別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回 答
<p>【事案1】 次期ホームページシステム構築及び運用・保守等業務 一式</p> <ul style="list-style-type: none">・参加要件のうち、デジタル統括アドバイザー等が現に属する事業者を除外するとあるのは、システム調達の場合には必ず設ける条件なのか。・デジタル統括アドバイザー「等」とあるのはどのようなことか。・デジタル統括アドバイザーは国民生活センター所属しているのか。・入札を辞退した事業者の理由に資格条件を満たせなかったというものがあるが、参加資格には3年以内に政府機関HPの開発をした実績を有する者に限定されている。政府機関に限らず民間企業の実績を加えてもよかったのではないかと。政府調達であるのに条件を絞りすぎているのではないかと。	<ul style="list-style-type: none">・広報部における調達ではそのようにしている。・アドバイザーのほか、そのスタッフも含めた幅を持たせた記載としている。・デジタル統括アドバイザー業務を別途委託している。委託業務の中には各種システムの調達仕様書の作成支援業務も含まれているため、システム調達の場合にはデジタル統括アドバイザーが属する事業者は参加できなくしている。・公共機関におけるシステムには独自のルールがあるため、公共機関のやり方に慣れている事業者である必要があった。政府系機関に求められるセキュリティ要件が年々厳しくなっており、公共機関における実績がある事業者であることは必須要件であった。3年以内とする期間が適切かどうかは検討の余地があるため、今後の検討としたい。
<p>【事案2】 全国消費生活情報ネットワークシステム（相談情報高度分析システム）の構築及び運用・保守等業務</p> <ul style="list-style-type: none">・予定価格が10億円を超える案件なので、通常であれば統一参加資格の等級を「A」とす	<ul style="list-style-type: none">・競争性を保つために、「B」までとした。

意見・質問	回 答
<p>るところだと思うが、「B」までとしたのはなぜか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達開始時期をより早くすることはできなかったのか。 ・ 価格点と技術点の割合を1：3としたのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の事業者に対しスケジュール感を含めた調整したところ、これ以上に前倒すことは不可能であった。 ・ システム調達の場合は、基本的には1：1が原則であるが、WTOの協定の中で1：3にできる場合が列挙されており、PIO-NETシステムの調達が当該要件に該当するか検討した結果、本調達も1：3にできると判断した。